

豊中市 （危機管理） 第 23 条 市は、危機事象の発生に備え、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応に当たっては、市民及び事業者と連携を図らなければならない。 （解説） ○「危機事象」 具体的には、自然災害、大規模な事件・事故（航空機災害、テロなど）、市施設や市主催のイベントにおける事件・事故、健康危機（大規模な食中毒など）、個人情報漏洩、コンピュータ犯罪など、幅広い危機をいいます。 ○「体制等を整備」 組織体制を構築することや、マニュアルを作成することをいいます。 ○「市民及び事業者と連携」 第 12 条「地域自治」では、地域自治組織が取り組むべき地域の課題の一つに「安全」を挙げていますが、市としても、危機事象の発生に備え総合的かつ機動的な活動を行う体制等を整備し、市民、事業者と連携して対応すべきことを述べています。
和泉市 （危機管理） 第 24 条 行政は、危機の未然防止に努めるとともに、危機の発生時において迅速かつ的確な対応ができるよう、危機管理体制の強化に取り組まなければなりません。 ＜説明＞ ここでは、日常に起こりうる事故や多様化する社会的・人為的な災害などの危機を未然に防止できるよう努めるとともに、大規模災害などにおける危機の発生時には、迅速かつ的確な対応による被害の抑止、軽減化を図るため、危機管理体制の強化に取り組むことを定めています。
泉南市 （危機管理） 第 27 条 執行機関は、市民の安全を守り、安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、緊急事態に適切かつ迅速な対応ができる危機管理体制を整えるとともに、市民の自助、共助に関する活動を支援します。 【解説】 市は、市民が安全に安心して暮らし、活動することができるよう、市民の身体、生命及び財産を災害から守る義務があります。市は、災害を未然に防ぐため、市民へ危機意識の高揚や耐震化促進にかかる啓発活動を行うとともに、被害を最小限に抑えるため、市において日ごろから迅速で機能的な行動が図れる総合防災体制を確立するなど、安全・安心なまちづくりへの取り組みについて定めています。 また、個人やコミュニティが自発的に行う防災に関する活動（自主防災組織活動）を側面から支援する必要があることも併せて定めています。

寝屋川市

(安全・安心の向上)

第6条 市民は、自然災害、犯罪等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害、犯罪等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力、防犯力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。

第6条は、安全・安心の向上について定めています。

1 市民は、市民の生活を脅かす脅威（大規模な地震、風水害等の自然災害、様々な危機、有事、犯罪等）に備え、自己の安全の確保及び相互の協働による安全の確保に努めることを定めています。

大規模な地震や風水害等の自然災害が発生した場合、行政の「公助」による救助活動に加え、市民が自分のことを自分自身で守る「自助」と市民同士がお互いに支えあう「共助」により安全の確保に努めることが重要です。

防災の取組では、「自助」「共助」「公助」が重要となりますが、災害発生時には「公助」が被災者へ十分に行き届かない可能性も想定されるため、家庭用防災用品の購入補助など、市は事前に自助力を高める公助の取組を実施しなければなりません。

犯罪から市民の暮らしと安全を守るためには、地域社会における防犯意識の向上や地域住民による防犯活動の活性化が重要です。

防犯の取組では、自治会への防犯カメラの設置補助、LED防犯灯の新設・改造に対する補助など、市は、地域の防犯力を高める取組を実施しなければなりません。

2 市民の生活を脅かす脅威（大規模な地震、風水害等の自然災害、様々な危機、有事、犯罪等）から、市民の生命、身体及び財産を守るとは、行政が果たすべき基本的な役割の一つであることから、行政は、自然災害、犯罪等に備えるため、市域の防災力、防犯力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならないことを定めています。

本市では、誰もが安全に安心して暮らせるまちを実現するため、あらゆる災害・犯罪の発生に備えるとともに、市民や地域が一体となって危機事象に対応できる体制づくりを推進しています。

自然災害に対する具体的な取組としては、避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップの作成等を行うなど、地域における防災体制を構築し、関係機関との連携強化を図り、あらゆる事態を想定した危機管理体制の確立を進めています。

防犯に対する具体的な取組としては、防犯カメラの設置・運用、深夜防犯パトロールの実施など、市民、関係機関等と連携しながら、地域の安全確保のため、犯罪の発生防止・抑制する環境整備を行っています。

河南町

(危機管理)

第 19 条 町は、災害等の未然防止と危機事象への迅速かつ的確な対応ができるよう危機管理体制の強化に取り組むものとします。

大東市

(危機管理)

第 25 条 市民等は、危険を回避し、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体および財産を守るため、日頃から適切な防衛策をとるよう努めなければならない。
--

2 コミュニティは、関係機関や市と協力し、地域住民が安心して生活できるような対策をとるよう努めなければならない。
--

3 市は、これまでの経験と知識を踏まえ、市民等の生命、身体および財産を守るため、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立するとともに、市民等の自助努力を支援し、関係機関、市民等との連携、協力に努めなければならない。
